

78 自社利用のソフトウェアの利用可能期間の見直しに関して、以下の場合の処理として適切なものは次のうちどれか。

「利用可能期間の設定にあたり、予見することのできなかった機能的原因等により著しく不合理となった場合」

- a) ソフトウェアの経済価値の減少部分を一時の費用又は損失として処理する
- b) 見直し前・後の各利用可能期間で管理を行う
- c) 見直し後の残存利用可能期間で未償却残高を償却する
- d) 下方修正した事業年度に一括償却を行う